

令和5年度 大川市奨学会高校等奨学金 募集要項

大川市奨学会では、経済的な理由で、高等学校、高等専門学校等へ進学することが困難な方を支援するため、授業料、校納金等の日常的な学費に充てるための学資として、『高校等奨学金』の給付を行います。(返還の必要はありません。)

1 申込期限 令和4年11月17日(木)まで

2 募集人員 10名程度

3 申込資格 次の(1)~(4)の要件をすべて満たす人

- (1) 本市立中学校を卒業し、令和5年4月に高等学校等に入学予定の者であること。
- (2) 保護者(父母またはこれに代わる人)が、大川市内に住所を有していること。
- (3) 学資の支弁が困難と認められること。(前年の世帯収入の合計金額が、当奨学会が定める基準額^{*1}以下であること。) ※1 基準額の算出方法については、裏面に掲載しています。
- (4) 以下のいずれかの項目にあてはまること。(複数可)

中学2年生時及び中学3年生1学期における全科目の成績評価の平均値が5段階評定で概ね4.0以上であること

各分野で優れた成果がある、または活躍したと学校長が認める者^{*2}

※2 申込段階では、学校長の許可は必要ありませんので、自己判断で申込可能です。

特段の理由があると学校長が認める者^{*3}

※3 申込段階で学校長の許可が必要です。申込前に在学学校に相談してください。

4 給付金額 月額1万円

※4月から6月分については6月にまとめて支給し、7月から3月分は毎月支給します。ただし特別な事情がある場合、この限りではありません。

5 給付期間 令和5年4月から在学する学校の正規の修学期間(高等専門学校に在学する場合は第1学年から第3学年までの就業期間)

6 申込手続

(1) 提出書類

①高校等奨学金給付申請書(様式第1号)

②世帯員調書(様式第2号)

③世帯員全員が記載された住民票

④世帯員全員の令和4年度所得証明書(18歳未満の者又は学生については不要。)

※次のような場合は、生計を一にしているとみなし、同一世帯員とします。

・父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ若しくは勤務地の関係で別居しているとき。

・本来住居を一にすべき者が、就学、病気療養等のため別居しているとき。

⑤障がい者の方は、障害者手帳の写し(本人及び世帯に該当する人がいる場合。)

⑥収入状況が変わった場合は、そのことが確認できる書類

⑦小論文(400字詰め原稿用紙1枚程度)

内容: 高校生活で取り組みたいこと

(2) 申込先 在学する市立中学校

(3) 問合せ先 大川市奨学会事務局(教育委員会内) 電話: 0944-85-5614

7 併願・併用

他の団体が実施する奨学金等に同時に申し込むこと（併願）については差し支えありません。また、同時に利用すること（併用）については、他団体の給付型の奨学金との併用はできませんが、貸与型の奨学金との併用および国の就学支援制度との併用は可能です。

8 採用候補者の決定

- (1) 提出書類等をもとに、当奨学会理事会において採用候補者を選考（内定）します。
- (2) 選考結果は、採用の可否にかかわらず在学する中学校を経て申込者本人へ通知します。
- (3) 採用候補者（内定者）は、入学後速やかに、在学証明書、振込口座届の提出など必要な手続きを行い、正式に決定されます。

9 その他

高校等奨学金給付期間中は、毎年度、高校等奨学生現況届出書等の提出が必要となります。提出された書類を基に、高校等奨学生資格の有無について確認を行い、資格がないと判断された際は、奨学金給付の停止または廃止となる場合があります。

※1 奨学会が定める収入基準（計算方法等は、福岡県教育文化奨学財団の収入基準に準じます。）

収入基準表 （単位：円） 加算額表 ※次の項目に該当する場合、その額を収入基準に加算することができる。（単位：円）

世帯員数	基準額
2人世帯	2,821,286
3人世帯	3,472,560
4人世帯	4,204,889
5人世帯	4,588,389
6人世帯	5,296,993

項目	加算額
母子（父子）家庭で児童に該当する人がいる場合	
児童が1人の場合	362,856
児童が2人の場合に加える額	28,704
児童が3人以上の場合に1人増すごとに加える額	14,664
世帯に障がい者に該当する人がいる場合（1人につき）	418,860
世帯に就労所得者が複数いる場合（2人目以降1人につき）	440,076

※就労者1名含む。
 ※就労者2名以上の場合は、
 加算額表の額を加算します。

※給与収入以外の所得（営業所得、農業所得、雑所得等）がある世帯の基準額については、以下の表により、収入基準額（加算後）を所得換算します。

収入金額	所得換算額
550,999円 以下	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	収入額 - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	① × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	収入額 ÷ 4 = ① (千円未満切り捨て) ① × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	① × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円

大学等奨学金のお知らせ

大川市奨学会では、翌年度大学または短期大学に入学する方を対象に、入学時に無利息で50万円をお貸しする「大学等奨学金」事業を実施しております。この奨学金は、大学等を卒業後1年以内に大川市に居住し、引き続き3年間居住すると50万円の返還が免除されます。申請期間は9月下旬から11月中旬までで、所得要件はありませんが、高校等奨学金に比べて緩やかになっております。詳しくはホームページをご確認ください。

ホームページ：[大川市 奨学金](#) で検索。

問 合 せ 先：大川市奨学会事務局（教育委員会内） 電話 0944-85-5614